

野田市公契約条例に規定する市長が定める賃金等の最低額

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）第6条第1項の市長が定める平成24年度の賃金等の1時間当たりの最低額は、次のとおりとする。

ただし、野田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年野田市条例第32号）第2条第2号の規定により、長期継続契約を締結している契約については、契約を締結した年度の最低額を適用するものとする。

公契約条例が適用される公契約の種類	最低額
施設の設備又は機器の運転又は管理に関する契約	1,410円
野田市文化会館の舞台の設備又は機器の運転に関する契約	1,000円
施設の設備又は機器の保守点検に関する契約	1,410円
施設の清掃に関する契約及び保健センター、関宿保健センター及び野田市急病センターの清掃に関する契約	829円
施設の電話交換、受付及び案内に関する契約	1,000円
施設の警備及び駐車場の整理に関する契約（警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く）	1,010円

野田市 総務部 管財課